

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

(河 川 課)

ページ
一

号 外 (五) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程(昭和四十年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に、「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平 成 二 十 年 四 月 一 日

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社